

第7章 廃棄物

1 廃棄物処理

平成29年度におけるごみ総排出量は、表7-1-1のとおり、17,084 tで、平成28年度の17,173 tに対して、89 t減少している。(前年度比99.5%)

ごみの種類別では、可燃ごみが14,643 t (前年度比99.1%)、不燃ごみが573 t (前年度比109.1%)、資源ごみが1,228 t (前年度比96.7%)、粗大ごみが392 t (前年度比112.3%)、容器包装プラスチックが248 t (前年度比100.4%)となっている。

可燃ごみ以外のごみは、それぞれの処理施設で資源化处理をして、資源化できないものは君津地域4市及び民間3社により出資した第3セクター方式の株式会社かずさクリーンシステムで可燃ごみと併せ、熔融処理を行っている。

ごみ排出量の推移は、図7-1のとおりである。

ごみの減量化、資源化対策としては、各種団体による集団回収が平成3年より実施されており、平成29年度の実施団体数は22団体で、実施団体には1キログラム当たり3円の助成金を交付している。

集団回収の内訳実績は表7-1-2、回収量の推移は、図7-2のとおりである。

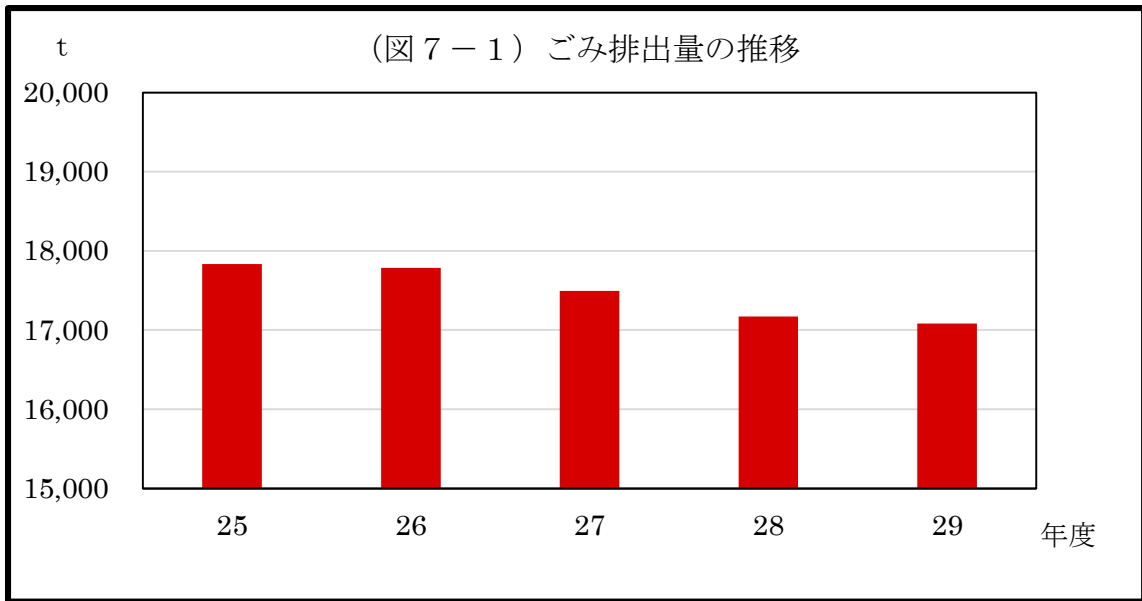
今後もごみの減量化、資源化の啓発に努め、適正処理の向上を図っていく。

(表7-1-1) ごみの搬入量及び処理量の推移

単位：t

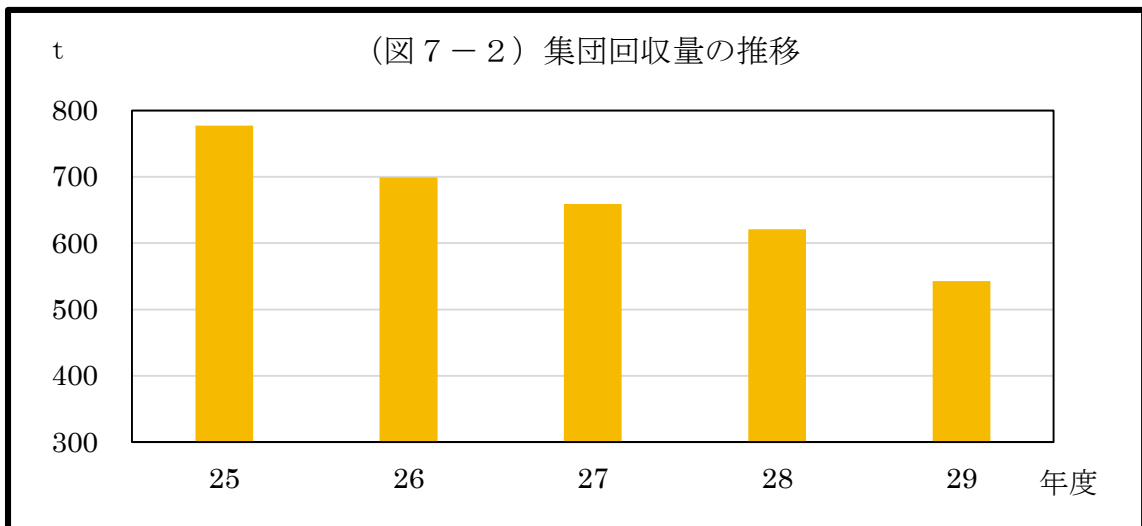
区 分		年 度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
搬 入	可燃ごみ	15,196	15,194	14,818	14,782	14,643
	不燃ごみ	565	591	616	525	573
	資源ごみ	1,513	1,441	1,389	1,270	1,228
	粗大ごみ	308	312	413	349	392
	容器包装プラスチック	252	247	260	247	248
	合 計	17,834	17,785	17,496	17,173	17,084
	前年度比 (%)	98.4	98.1	98.4	98.2	99.5
処 理	焼却	16,868	16,845	16,598	16,386	16,248
	し尿汚泥	876	898	938	884	837
	再資源化量	1,842	1,838	1,836	1,671	1,673
人 口 (人)		46,549	46,066	45,601	45,114	44,449
一人当たり排出量 (g/日)		1,095	1,099	1,091	1,081	1,086

※一人当たり排出量 = (搬入量 + 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 365日 × 1,000,000



(表 7-1-2) 集団回収実績表

年 度	団 体 数	回 数	補助金額 (千円)	内 訳 (t)				合 計 (t)
				びん類	金属類	繊維類	紙 類	
25	25	80	2,331	20	9	24	724	777
26	24	74	2,101	17	8	21	653	699
27	23	77	1,977	15	8	19	617	659
28	23	71	1,865	14	8	21	578	621
29	22	74	1,630	12	8	19	504	543



2 し尿処理

し尿の処理については、平成18年4月から富津市クリーンセンターが稼働し、し尿及び浄化槽汚泥の処理を実施している。

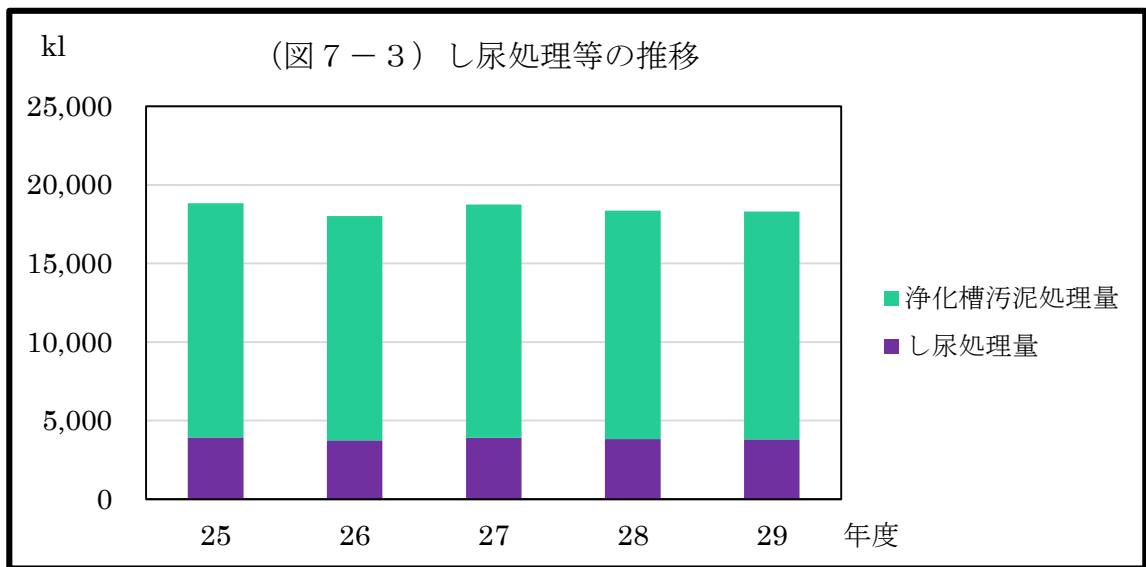
平成29年度排出総量は18,297k l（前年度18,376k l）であり、その内訳は、し尿処理量3,815k l、し尿浄化槽汚泥処理量14,482k lとなっている。

平成25年からの処理量の推移は、表7-2、図7-3のとおりである。

（表7-2）し尿処理量の実績

単位：k l

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
し尿処理量	3,928	3,756	3,909	3,831	3,815
浄化槽汚泥処理量	14,910	14,256	14,841	14,545	14,482
総処理量	18,838	18,012	18,750	18,376	18,297



3 生活排水対策

生活排水は、大別して水洗便所からの排水と厨房排水、洗たく排水、風呂、洗面排水などの生活雑排水などに区分される。

水洗便所からの排水については、水質汚濁の原因物質を含んでいるだけでなく、病原性生物を含んでいる可能性があるため、公衆衛生上の見地からも慎重な取扱いが必要である。

当市においては、生活排水による公共水域の水質汚濁防止のため単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽へ取り替えた場合に、その費用の一部を補助している。

浄化槽転換事業により設置した浄化槽の実績は表7-3、設置基数の推移は図7-4のとおりである。

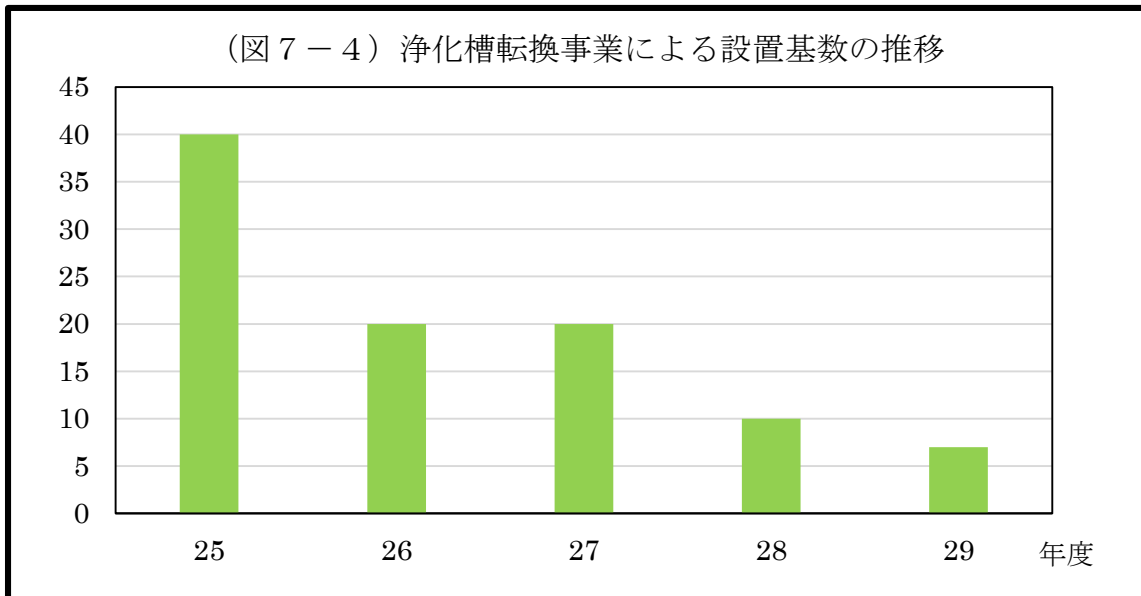
(表 7-3) 浄化槽転換事業による設置基数実績

年度 人槽	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
5人槽	31	16	17	8	5
6～7人槽	8	3	2	2	2
8～10人槽	1	1	1	0	0
計	40	20	20	10	7

※平成24年度から新規設置の場合の補助対象浄化槽が高度処理型のみとなった。

※平成28年度から合併処理浄化槽へ転換した場合のみ補助対象となった。

(図 7-4) 浄化槽転換事業による設置基数の推移



4 不法投棄対策

不法投棄対策については、不法投棄監視員制度に基づき、地域ごとに監視員を委嘱し、地域内における廃棄物等の不法投棄対策を市に通報する制度を設けている。

また、市や千葉県においてパトロールを定期的実施するなどの対策を行っている。

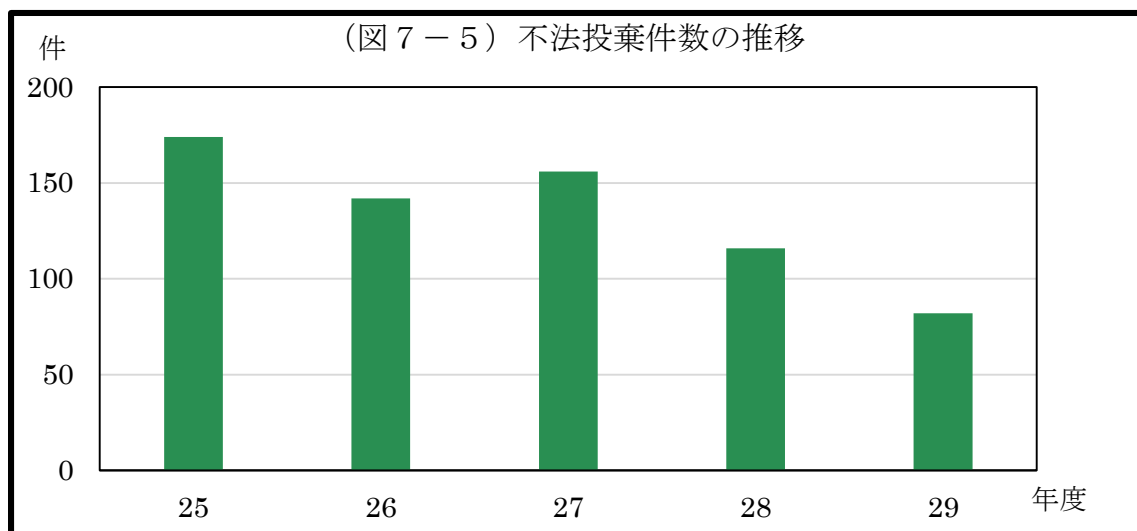
これにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図っている。

過去5年間の不法投棄の件数は、表7-4、図7-5のとおりである。

(表 7-4) 年度別不法投棄件数

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
不法投棄件数	174 (41)	142 (33)	156 (35)	116 (32)	82 (57)

※ 括弧内は不法投棄監視員による発見分



5 埋立て等に関する対策

土砂の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、500 m²以上 3,000 m²未満の土砂等の埋立てについては「富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例」により規制を行い、市民の生活の安全確保及び環境の保全を図っている。

なお、平成 29 年度の条例に基づく申請は 1 件だった。

また、平成 25 年度以降の年度別申請件数は表 7 - 5、図 7 - 6 のとおりである。

(表 7 - 5) 年度別申請件数

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
条例申請件数	1	4	1	3	1

